

令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練 会場設営等業務仕様書

目次

仕様書 1	委託業務仕様書（共通・会場設営）	P 1～10
仕様書 2	委託業務仕様書（訓練施設関係・全般）	P 11～13
仕様書 3	各訓練会場展開図	P 14～19
仕様書 4	陸上自衛隊福知山訓練場【メイン会場】仕様書	P 20～29
仕様書 5	陸上自衛隊長田野演習場【サブ会場①】仕様書	P 30～44
仕様書 6	J R西日本吹田総合車両所福知山支所【サブ会場②】仕様書	P 45～46
仕様書 7	三段池公園【後方支援会場】仕様書	P 47～49
仕様書 8	猪崎由良川河川敷【一般客駐車場】仕様書	P 50
資料 1	資機材一覧表	P 51
資料 2	訓練用車両（廃車）一覧	P 52
資料 3	コンクリート一覧	P 53～54

委託業務仕様書（共通・会場設営）

1 件名

令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練会場設営等業務

2 目的

「災害対策基本法」、「消防組織法」、「京都府地域防災計画」および「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき京都府内および近畿府県等の防災関係機関、関係団体等の参加のもとに合同で防災訓練を実施し、災害時における防災関係機関相互の連携を深め、広域的な応援体制の充実・強化を図るために、京都府総合防災訓練、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練および関西広域連合による訓練を一体的に近畿府県合同防災訓練（以下、「訓練」という。）として開催する。

国、地方公共団体、防災関係機関をはじめ民間事業者、自主防災組織およびボランティア等広く一般住民が密接かつ有機的な連携を保ちながら、地域特性に即した訓練を実施するものであり、大規模な会場設営と訓練を連携して実施する必要があることから、必要な整地、会場設営・撤去業務等を委託するものである。

3 業務内容

- (1) 会場や訓練施設の設営・撤去業務等を行うものとする。
- (2) 会場および訓練施設の設営に関しては、会場レイアウトや施設の施工方法など訓練目的を達するためにより効果的な方策を提案すること。
- (3) 施設設営前には、最終的な図面等を作成のうえ、事務局に提出し承認を得ること。
- (4) 施設設営の実施にあたり必要な業務、機材等は、別添の資料および各訓練会場仕様書のとおりである。

4 訓練実施日時

令和6年10月26日（土）8時00分から

令和6年10月27日（日）12時30分まで

5 訓練会場

名 称	会 場	所 在 地
メイン会場	陸上自衛隊福知山訓練場	福知山市天田
サブ会場①	陸上自衛隊長田野演習場	福知山市長田
サブ会場②	J R 西日本吹田総合車両所福知山支所	福知山市半田
後方支援会場	三段池公園	福知山市猪崎
一般客駐車場	猪崎由良川河川敷	福知山市猪崎

6 委託期間等

契約締結の日から令和6年11月29日（金）まで

各業務にかかる個別の履行期限は概ね以下のとおりとする。また、詳細は事務局と協議のうえ決定する。また、会場所所有者及び占有者の都合により、設営等が実施できない日があることに留意すること。なお、設営等ができない日は、別示する。

個別の業務内容	履行期限
整地業務	令和6年10月6日（日）まで
訓練施設及び会場設営にかかる業務	原則として、令和6年10月24日（木）まで
会場設備の点検、整備及び運営等業務	設置から令和6年10月27日（日）まで
撤去、原状復帰業務	原則として、以下のとおり メイン会場：令和6年10月29日（火）まで サブ会場①：令和6年11月10日（日）まで サブ会場②：令和6年10月28日（月）まで 後方支援会場：令和6年10月27日（日）まで 一般客駐車場：令和6年10月28日（月）まで

※訓練施設等の設置後、総務省消防庁により確認検査が行われ、指摘事項があった場合は、修正に応じること。【確認検査日：令和6年10月25日（金）予定】

7 各訓練会場等における業務内容

会場名称	業務内容
メイン会場	①訓練会場の整地等及び原状復帰
サブ会場①	②テント等の設営及び撤去
サブ会場②	③訓練区画等の区割り
後方支援会場	④会場設備の点検、整備及び運営
一般客駐車場	⑤物品の調達、搬送等
	⑥「各訓練会場仕様書」に基づく訓練施設の設置及び撤去
	⑦その他必要な業務

8 個別業務にかかる仕様等

(1) 除草業務

訓練会場	項目	規格	除草面積
メイン会場	草刈り	草刈り機等	約 22,000 m ²

除草を実施するにあたっては、次の点に留意すること。

ア 本業務において発生した刈草等については、適切に処理すること。

イ 除草した草は集草及び積込を行い、処分場へ搬出する刈草等の中には、塵芥、石等の異物が混入しないよう作業の徹底を図ること。

- ウ 作業、運搬は一般交通や周辺施設等に支障がないよう飛散防止を施すこと。
- エ 除草した草等を一時的に保管する場合は、周辺地域への火災防止及び飛散防止のため、会場内の適切な場所に集草すること。

(2) 整地業務及び原状復帰

- ア 各訓練会場において、必要に応じて転圧、敷鉄板等により、テント設置場所、訓練施設設置場所、車両通行路、車両駐停車スペース等の整地を行うこと。
- イ 各訓練会場の出入口や進入道路について、車両の運行に支障のないよう段差の勾配を整えること。
- ウ 車両については、大型の訓練車両（おおむね 20 トンを想定）が通行に支障のないように施工すること。
- エ 必要と思われる規格、数量等は概ね「各訓練会場仕様書」のとおりとするが、施工箇所等の詳細については、事務局と調整のうえ決定するものとする。
- オ 訓練終了後は、原状復帰すること。
- カ 訓練会場等を利用した車両等により公道等が汚れる可能性があるため、道路清掃等を実施すること。

(3) 看板の作成、設置及び撤去

- ア 訓練実施の広報、訓練会場内外の案内、各テントの案内、各訓練施設等の看板を作成し、事務局の指定する位置に設置すること。
設置の時期や設置個所、設置の方法については、事務局と詳細を調整すること。
- イ 訓練終了後は、速やかに撤去し処分すること。

9 看板の仕様

以下に示す仕様、図案、数量等は、あくまで参考として概要（イメージ）を示したものであり、契約後に実施する事務局との各種協議・調整結果に基づき、内容変更等には柔軟に対応すること。

(1) 看板仕様種別

木材等の枠組みに背景色白色の印字面を貼り付けたもので、縦型看板は長さ 300mm 程度の脚付きとする。

枠組み、印字面ともに、風雨等により破損することがないように、釘等を用いて強固に組み立てられたものであること。

ア 設置型式

(ア) 自立型

A 字型で折り畳み可能な形状とし、看板 1 枚につき適切なウェイトを付属させること。

(イ) 貼付け型

フェンス等に針金等で固定できるよう、印字面又は枠組みの四隅に直径 5 mm 程度の穴を設けること。

(ウ) 吊下げ型

テントに吊下げることができるようにすること。

(エ) 一本脚自立型

自立型のポールに縦側の看板を装着し、適切なウェイトを付属させること。

イ 印字

(ア) 片面タイプ

片面のみに印字面が貼り付けられているものとする。

(イ) 両面タイプ（自立型のみ）

両面に印字面が貼り付けられているものとする。

ウ サイズ

(ア) 縦型・大（横約 900mm・縦約 1,800mm）

(イ) 縦型・小（横約 450mm・縦約 1,800mm）

(ウ) 縦型・一本脚自立型（横約 300mm・縦約 800mm・脚部約 300mm）

(エ) 横型・大（幅約 1,500mm・縦約 500mm）

(オ) 横型・小（幅約 900mm・縦約 200mm）

(2) 申請等

看板の設置に係る道路使用等の各種申請は、受託者が適切な時期に実施するものとし、設置場所等の詳細は事務局と協議のうえ決定する。

(3) 看板デザイン

看板のデザインは、次に示す図案を参考とし、印字については別途事務局が提示するものとする。

なお、図案に掲載のない特殊な印字を必要とするものについては、事務局から受託者に対して説明を行う。

ア 訓練予告看板

使用する色等は事務局と別途協議すること。

予告タイプ①



お知らせ

この付近一帯で、
「令和6年度緊急消防援助隊
近畿ブロック合同訓練」
を実施します。
当日は大型の消防車両が多数走行します
ので、付近を通行される際は、十分にご注意願
います。

実施日時
令和6年10月26日(土) 終日
10月27日(日) 午前中

付近の皆様には、大変ご不便をおか
けしますが、ご理解とご協力をお願い
いたします。

令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会

 緊急消防援助隊  京都府
Kyoto Prefecture

予告タイプ②



**駐車場利用制限
のお知らせ**

この駐車場は、
「令和6年度緊急消防援助隊
近畿ブロック合同訓練」
で借用するので、一時的に使用できな
くなります。また、当日は大型の消防
車両が多数走行しますので、付近を通
行される際は、十分にご注意願います。

実施日時
令和6年10月26日(土) 終日
10月27日(日) 午前中

大変ご不便をおかけしますが、ご理
解とご協力をお願いいたします。

令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会

 緊急消防援助隊  京都府
Kyoto Prefecture

イ その他の看板

使用する色等は事務局と別途協議すること。

会場案内

令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練

進出拠点



訓練説明

令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練

**浸水災害
救助訓練**

 緊急消防援助隊  京都府
Kyoto Prefecture

案内

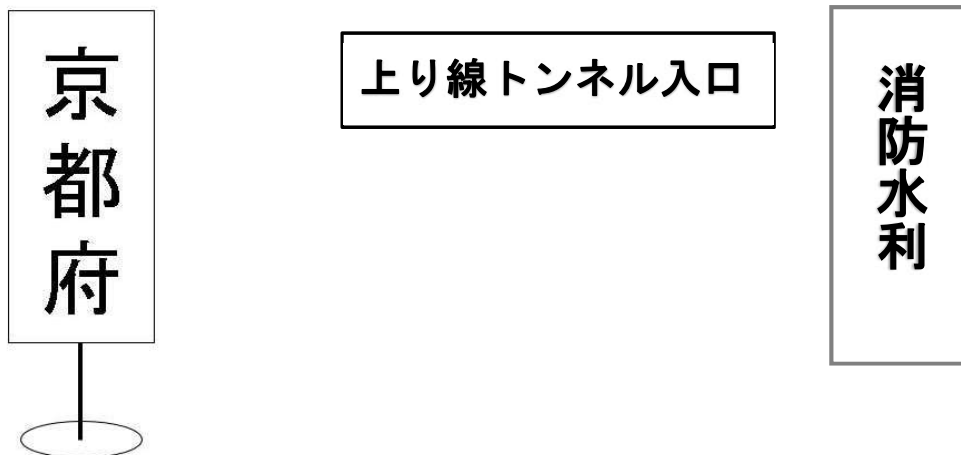
車両順路



来賓テント①

車両展示機関説明
(一本足自立型)

訓練現示



(4) 処分

看板は、訓練終了後に受託者が撤去し、適切に処分すること。

(5) その他

ア 受託者において設置する看板については、通行等の妨げにならないように設置するとともに、風雨等により悲惨、損傷、転倒することがないように、強固な地物、杭等に確実に固定すること。

イ 看板の作成、設置等に関し、仕様書に記載のない事項については、事務局と協議の上決定する。

(6) 参考数量等

縦横	サイズ	設置形式	印字面	数量	うち道路使用 申請必要数	うち受託者 設置数
縦型	大	自立型	両面	15	—	1
		自立型	片面	6	—	—
	小	自立型	両面	49	—	49
		自立型	片面	47	5	38
	一本脚 自立型	自立型	片面	20	—	20
横型	大	貼付け型	片面	4	—	4
	小	吊下げ型	片面	42	—	42

10 メイン会場レイアウトの作成

下記記載の仕様を考慮したうえで、メイン会場の設営に関しては、仕様書4「陸上自衛隊福知山訓練場【メイン会場】仕様書」にある会場イメージ図を参考に、会場レイアウトを作成し、事務局の承認を得ること。

11 会場設営等業務にかかる仕様書

(1) テント等の設置について

- ア 各訓練会場に履行期限までに設置し、訓練終了後は履行期限までに撤去すること。
- イ 各会場において、観覧目的等用途に応じた場所にテントを適切に配置すること。
- ウ 各会場に設置するテントの数量等は、資料1「資機材一覧表」（以下、「一覧表」という。）を想定しているが、一覧表をもとに適切な数量等を提案し、事務局と協議のうえ決定すること。
- エ テントの設営にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ・メイン会場では、一般参観者が訓練全体を直接観覧できるよう工夫すること。
 - ・メイン会場には、防災展示用のテントを設営するとともに展示車両を複数台置くスペースを確保すること。
 - ・メイン会場には、来賓用の受付業務ができるようテントを設置すること。
 - ・メイン会場には、救護所を設けること。
 - ・テント内には、事務局と協議のうえ、必要な机・椅子等を配置すること
 - ・テント横幕は、事務局の指定するテントに設置すること。

(2) 仮設トイレ設置等について

- ア 各訓練会場に履行期限までに設置し、訓練終了後は履行期限までに撤去すること。
- イ 各会場に仮設トイレを適切な場所に必要数設置すること。
- ウ 仮設トイレには「男女共用」、「女性」の表示をピクトグラム等を用いて行うこと。
- エ 仮設トイレ前には、目隠しフェンス等を設置し、プライバシーに配慮すること。
- オ 仮設トイレにはトイレトペーパーを用意すること。
- カ 予備のトイレトペーパーとして、各トイレに概ね2個に加え、メイン会場には、別途50個程度用意すること。
- キ メイン会場に設置する仮設トイレの数量等は一覧表を想定しているが、一覧表をもとに適切な数量等を提案し、事務局と協議のうえ決定すること。その他の訓練会場に設置する仮設トイレの数量等は一覧表のとおりとする。

(3) 手洗いユニットの設置等について

- ア 各訓練会場に履行期限までに設置し、訓練終了後は履行期限までに撤去すること。
- イ 各会場に設置した仮設トイレに合わせて、手洗いユニットを適切な場所に必要数設置すること。
- ウ 手洗いユニットの水量は 100ℓ程度とすること。
- エ 補給用として 20ℓポリタンクで同水量を準備し、手洗いユニット付近に設置すること。
- オ メイン会場に設置する手洗いユニットの数量等は一覧表を想定しているが、一覧表をもとに適切な数量等を提案し、事務局と協議のうえ決定すること。その他の訓練会場に設置する手洗いユニットの数量等は一覧表のとおりとする。

(4) 発電機等の設置等について

- ア メイン会場は電気設備がないため、訓練運営に使用する機材の電気容量を確認のうえ、発電機を必要数準備し、設置場所については事務局と協議のうえ、訓練に支障のない位置に設置すること。
- イ 訓練会場内への配線については、通行車両や訓練の支障とならないよう配慮し、機器を問題なく使用できるよう適切な位置にコンセントを配置すること。

(5) メイン会場内駐車場及び一般客駐車場の区画白線施工等

- ア メイン会場内にシャトルバスの乗降場所及び来賓駐車場を設け、駐車スペースの区画白線を施工すること。
- イ 一般客駐車場に駐車スペースの区画白線を施工すること。
- ウ メイン会場内に訓練車両待機場所及び訓練車両が通行するための車道を設け、石灰等により区画を白線施工すること。
- エ 白線施工後の天候不良等に対処できるように石灰等の予備を準備し、風雨等で白線が消えてしまった場合は、訓練開始前(概ね 8:00)までに白線施工すること。

(6) 訓練区画等の区割り

- ア メイン会場において、訓練区画をロープやコーン等で明示すること。
- イ メイン会場内で車両が通行するところには規制線を設ける等、交通事故防止の措置を講ずること。
- ウ 明示するロープの色は、遠くからでも視認できる色とすること。
- エ メイン会場以外の訓練会場においても、訓練区画や訓練車両の通行路等の明示措置を行うなど安全対策を行うこと。

(7) 物品の調達、搬送等

- ア 調達したレンタル物品は、事務局の指定する会場に必要個数を配置すること。
- イ 訓練終了後は、回収のうえ適切な処理を行うこと。
- ウ 必要物品の品目および数量等は一覧表のとおりとする。

(8) イベント保険への加入

ア 傷害保険、施設賠償責任保険等に参加すること。

イ 被保険者は原則、一般客、来賓、負傷者役の学生とすること。それ以外の者については、事務局と協議のうえ決定すること。

12 各設備の点検および整備等

(1) 各訓練会場等における設備等は履行期限内に設置し、訓練当日までの間は随時点検を実施し、悪天候による不測の事態に備え管理徹底すること。

(2) 不測の事態が起こった場合は、直ちに修復等を行うこと。

(3) 総務省消防庁による確認検査（令和6年10月25日（金）予定）時には、責任者を立ち合わせる。

(4) 上記検査で指摘があった事項については、直ちに修正等を行うこと。

(5) 訓練終了後は、履行期限内に撤収および原状復帰を行うこと。

13 担当窓口

本業務にかかる担当窓口は「令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局」とする。

14 留意事項

(1) 会場設営・撤去等の委託業務の執行に要するすべての経費については、委託料に含めること。

(2) 実際の消防活動に即した訓練が実施できるよう施設を設営すること。

(3) 各会場での業務は、事務局の指示のもと会場所有者及び占有者の指示または許可に従い会場設営等を行うとともに、通行人や近隣住民への安全配慮と騒音対策を徹底すること。

また、設営、運営及び撤去等の間、警備及び立入禁止等の措置を適切に講じ、備品等の紛失及び不慮の事故等の発生を防止すること。

(4) 周辺道路への汚染防止のため、資機材搬入車両等の関係車両の汚泥洗浄に留意すること。特に雨天時にはタイヤの洗浄等を配慮すること。

(5) 会場設営等は、雨天や強風等の荒天を想定したうえで、飛散、崩落することがないよう安全措置を考慮の上、施工計画書を作成し、事務局の承認を得ること。

(6) 各訓練会場は、ヘリコプターのダウンウォッシュ等の強風に耐える構造とすること。

(7) 各訓練会場で生じた除草後の草、廃材及びゴミ等に関して、処理する自治体の基準に従い適切に処理すること。

(8) 総務省消防庁の検査前日、訓練前日及び訓練実施日を除き、17時15分以降の作業は原則認めない。

(9) 設営した各施設等は、訓練当日までの間、悪天候等による不測の事態に備え、破損及び飛散等がないよう管理を徹底すること。また、訓練当日、悪天候等の影響に対処するために必要となる資機材（土のう、敷鉄板、砕石、重機等）について、迅速に手配

できる体制を整えること。

- (10) 各施設の設営完了および撤去完了後は速やかに事務局に報告し、検査を受けること。
なお、指摘箇所は、直ちに修復等の必要な措置を講ずること。
- (11) 原状から変更する箇所は、着工前・作業中・着工後の写真を撮影のうえ、業務完了報告書に添付すること。
- (12) 設営開始から原状復帰までの期間は、十分な安全管理のもと、業務を履行すること。
- (13) 業務を総合的に評価でき、かつ作業進捗を適切に管理できる責任者を配置すること。
- (14) 作業の進捗については、随時、事務局へ報告するとともに適宜指示を受けること。
- (15) 訓練施設等の設営にかかる配置図、各種図面、関係書類等の作成にあたっては、事務局と十分な協議を行うこと。
- (16) 成果物の著作権は、「令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会」に帰属する。
- (17) 大規模な災害が発生する恐れのある場合等、事務局の判断により訓練を中止する場合がある。
- (18) 本業務の実施にあたり、不明な点および仕様書に定めない事項は事務局と協議のうえ決定すること。

委託業務仕様書（訓練施設関係・全般）

1 訓練想定

(1) 1日目 [10月26日(土)]

三峠断層を震源とする大規模地震が発生し、京都府福知山市、舞鶴市及び綾部市において最大震度6弱が観測され、同地域に甚大な被害が発生した。さらに、前日から停滞する前線の影響で河川が増水、一部地域では氾濫が発生している。被害の甚大な3市からの要請に基づき、緊急消防援助隊及び京都府内広域応援部隊が出動し、各災害現場にて消火・救助及び救急活動を開始。

(2) 2日目 [10月27日(日)]

京都府に進出した緊急消防援助隊及び京都府内広域応援部隊は、各活動ミーティング(26日)にて活動指示を受け、前日に引き続き各災害現場において、消火、救助及び救急活動を実施するとともに、関係機関と連携して総合的な部隊運用訓練を実施する。

2 訓練規模(想定)

(1) 緊急消防援助隊及び京都府内広域応援部隊 約180隊700名

(2) 関係機関

陸上自衛隊第7普通科連隊・第4施設団、海上自衛隊、海上保安庁、京都府警察本部及び京都府DMAT

3 訓練会場日時等

(1) メイン会場(陸上自衛隊福知山訓練場)

ア 実施日時 令和6年10月26日(土) 12時00分から18時00分まで
10月27日(日) 8時00分から12時30分まで

イ 訓練項目等

- ・浸水害救出救助訓練
- ・中高層建物倒壊救出救助訓練
- ・トンネル崩落救出救助訓練
- ・大規模火災消火訓練(2日目のみ実施)
- ・航空機ホイスト救助訓練

(2) サブ会場①(陸上自衛隊長田野演習場)

ア 実施日時 令和6年10月26日(土) 12時00分から18時00分まで
10月27日(日) 8時00分から12時00分まで

イ 訓練項目

- ・建物倒壊救出救助訓練

- ・橋梁倒壊事故救出救助訓練
 - ・土砂崩落救出救助訓練
 - ・多重交通事故救出救助訓練
 - ・広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）運営訓練
- (3) サブ会場②（JR西日本吹田総合車両所福知山支所）
- ア 実施日時 令和6年10月27日（日） 9時00分から12時00分まで
- イ 訓練項目 列車事故救出救助訓練（2日目のみ実施）
- (4) 後方支援会場（福知山市三段池公園）
- ア 実施日時 令和6年10月26日（土）12時00分から 0時00分まで
10月27日（日） 0時00分から12時00分まで
- イ 訓練項目
- ・後方支援活動（宿営、給食・給水）訓練
 - ・後方支援隊研修会

4 全会場共通業務委託内容

- (1) 会場レイアウト図等作成
- 契約後、速やかに業務に係る打ち合わせを実施するとともに、以下の書類を提出し、事務局の承認を得ること。
- ・会場レイアウト図（設備配置図）
 - ・訓練施設施工図（構造物については、構造設計計算書等により安全性の根拠を示すこと。）
 - ・施工行程表
 - ・その他事務局が必要とする書類
- なお、関係機関との調整結果や訓練シナリオの修正等を踏まえ、随時改訂を行い対応すること。
- (2) 各種申請補助について
- 建築基準法第85条第5項に基づく仮設建築物許可申請等や看板設置に必要となる道路占用、使用の許可等の各種申請（関係機関資料の作成を含む。）に関して、資格保有者及び事務局と協議のうえ、代理申請及び技術的な支援を行うこと。
- (3) 要救助者について
- 訓練実施に際し要救助者が必要となるが、生体及び訓練人形は事務局が手配する。訓練人形の配置については、可能な限り事務局が行うため、施設設営スケジュール等について事務局と協議し作業すること。
- (4) 訓練用車両及びコンクリート部材の活用
- 資料2「訓練用車両」及び資料3「コンクリート部材」を事務局で用意するため、事務局と協議のうえ、災害状況を再現する際に有効に活用すること。

なお、各会場指定箇所への搬送及び撤去については事務局で手配を行う。

5 各会場の業務委託内容

各訓練会場仕様書のとおりとする。

6 留意事項

- (1) 施設設営等に際しては、事務局と調整の上、会場所所有者及び管理者の指示又は許可に従い、通行人や付近住民への安全配慮と騒音対策を徹底すること。
- (2) 会場設営後に実施される総務省消防庁担当者の検査により、指摘事項があった場合は修正に応じること。
総務省消防庁検査：令和6年10月25日（金）（予定）
- (3) 借用期間以外に事前調査等で敷地内に入る必要が生じる際は、事務局に申し入れること。
- (4) 訓練終了後は、事務局が指定する期日までに原状復帰する必要があることに留意したうえで設営を行うこと。また、設営に関して生じた廃材やごみ等についても処理する自治体の基準に従い適切に処理すること。
- (5) 整地、資機材等の搬送のための会場進入経路は、事務局が指定する。
- (6) 会場への出入りがある時間中は、必要に応じ警備員を配置し、交通事故防止、幹線道路の渋滞緩和等に努めるとともに、周辺住民の生活道路への影響を極力排除すること。
- (7) 電源工事や水管工事が必要となる場合は、あらかじめ事務局に提案、協議すること。
- (8) 訓練施設に関する安全管理として、一級建築士による構造物安全検証等を実施し、事務局の承認を得ること。また、設営期間中を含み、墜落、衝突事故等を防止する観点から夜間でも視認できる明示措置を講じること。
- (9) 会場設営に際し、本委託内容に定めのない設営上当然必要とされる物品の調達等については、事務局と協議のうえ、本委託内容に含むものとする。
また、各訓練施設の設営は、消防本部の訓練担当職員と調整の上実施するものとする。
- (10) 委託期間中、昼夜間の緊急連絡票を作成し、提出すること。
- (11) 各訓練会場は、雨天時等においても、消防車両の走行に支障がでないよう、必要な措置を講じること。

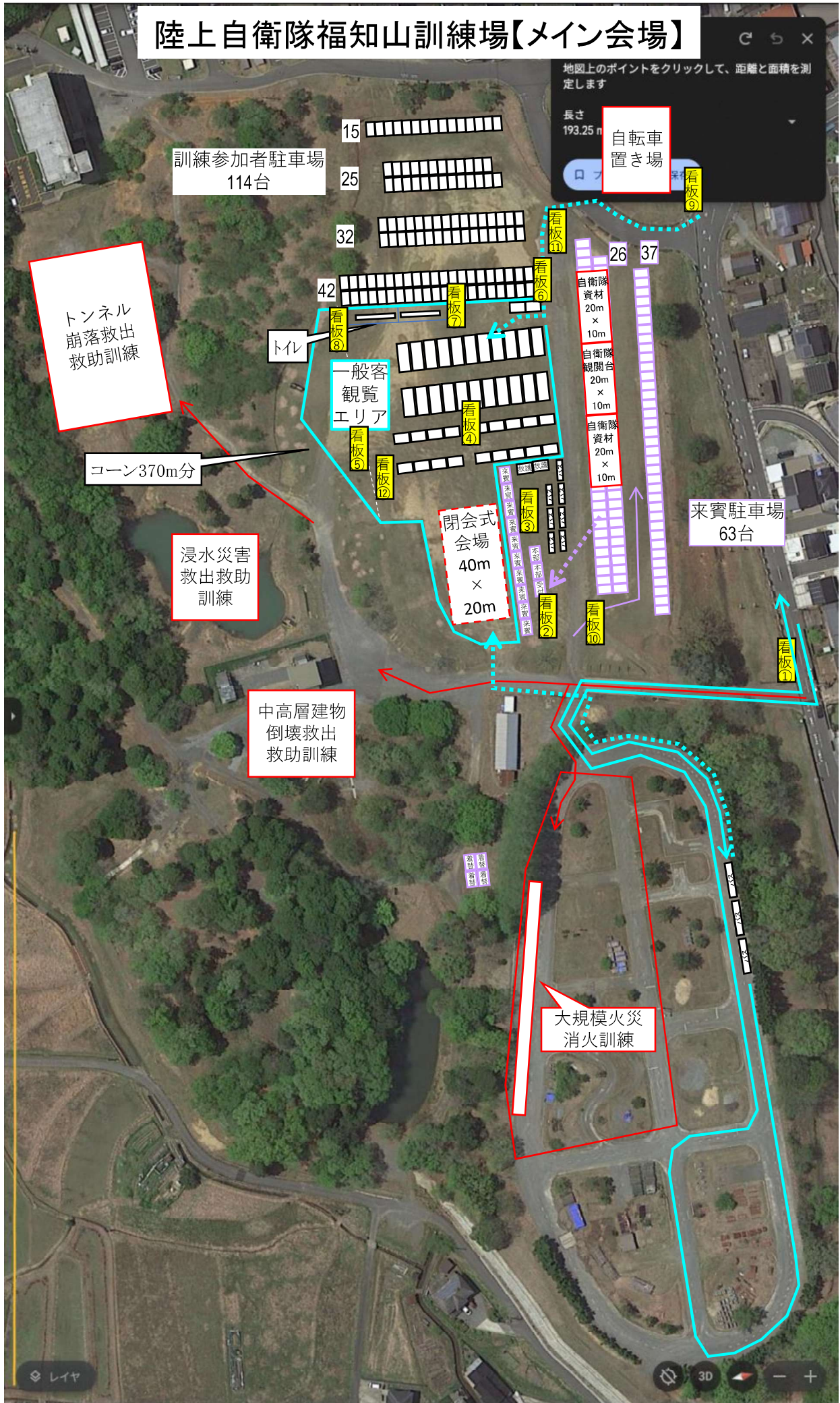
7 その他

受託者の関係者及びスタッフは誠実に対応できるものとし、適宜、連絡体制を確保でき、かつ事務局の求めに応じて、京都府内の訓練関係場所に来場できる体制を構築しておくこと。

各訓練会場展開図

- 陸上自衛隊福知山訓練場【メイン会場】
- 陸上自衛隊長田野演習場【サブ会場①】
- J R西日本吹田総合車両所福知山支所【サブ会場②】
- 三段池公園【後方支援会場】
- 猪崎由良川河川敷【一般客駐車場】

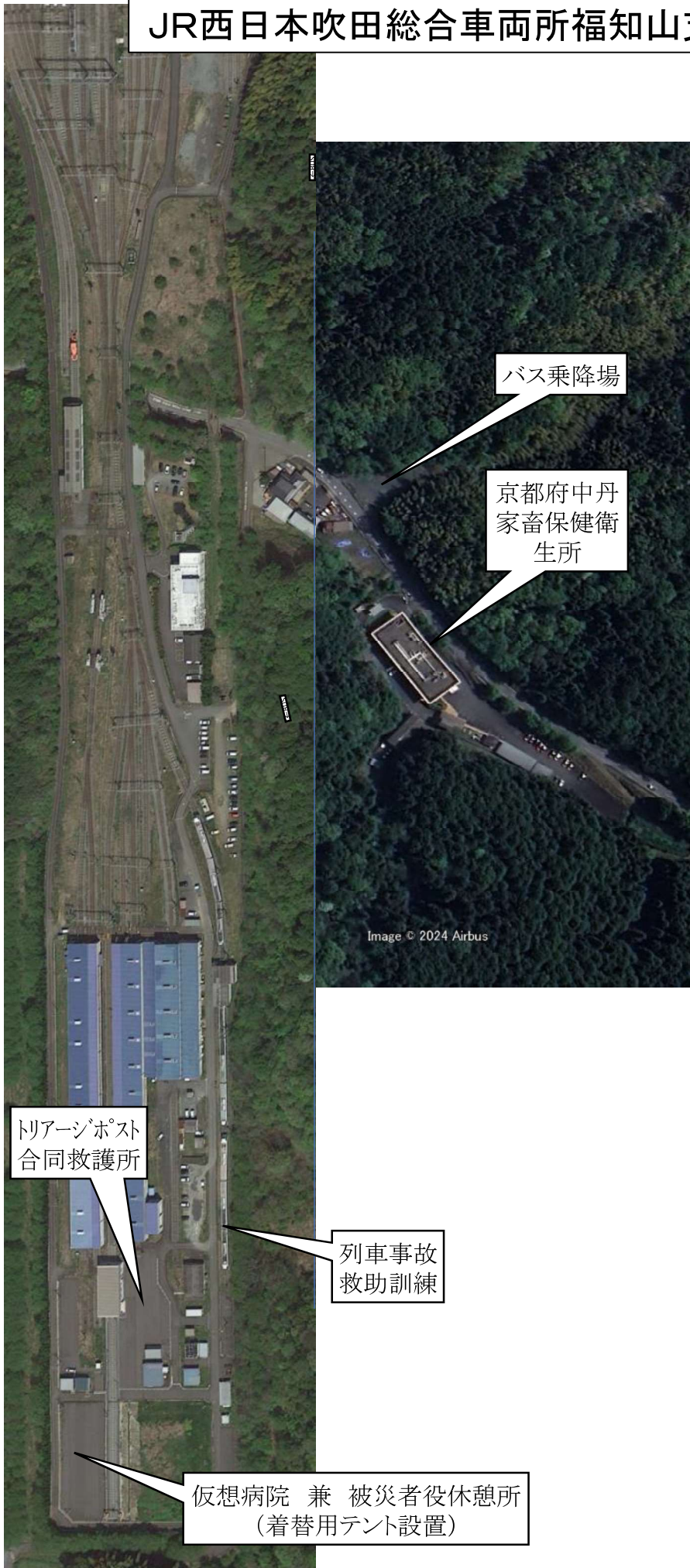
陸上自衛隊福知山訓練場【メイン会場】



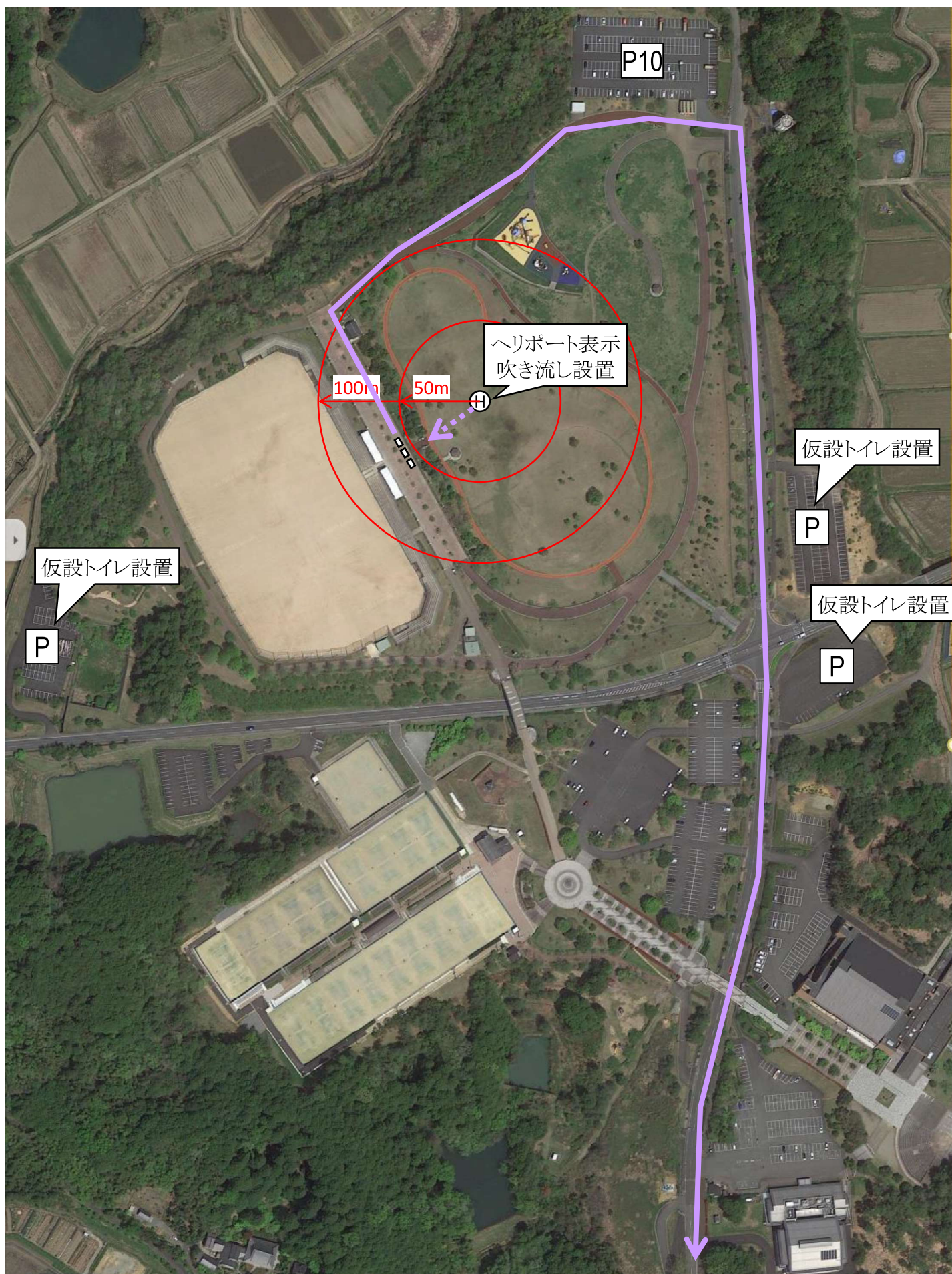
陸上自衛隊長田野演習場【サブ会場①】



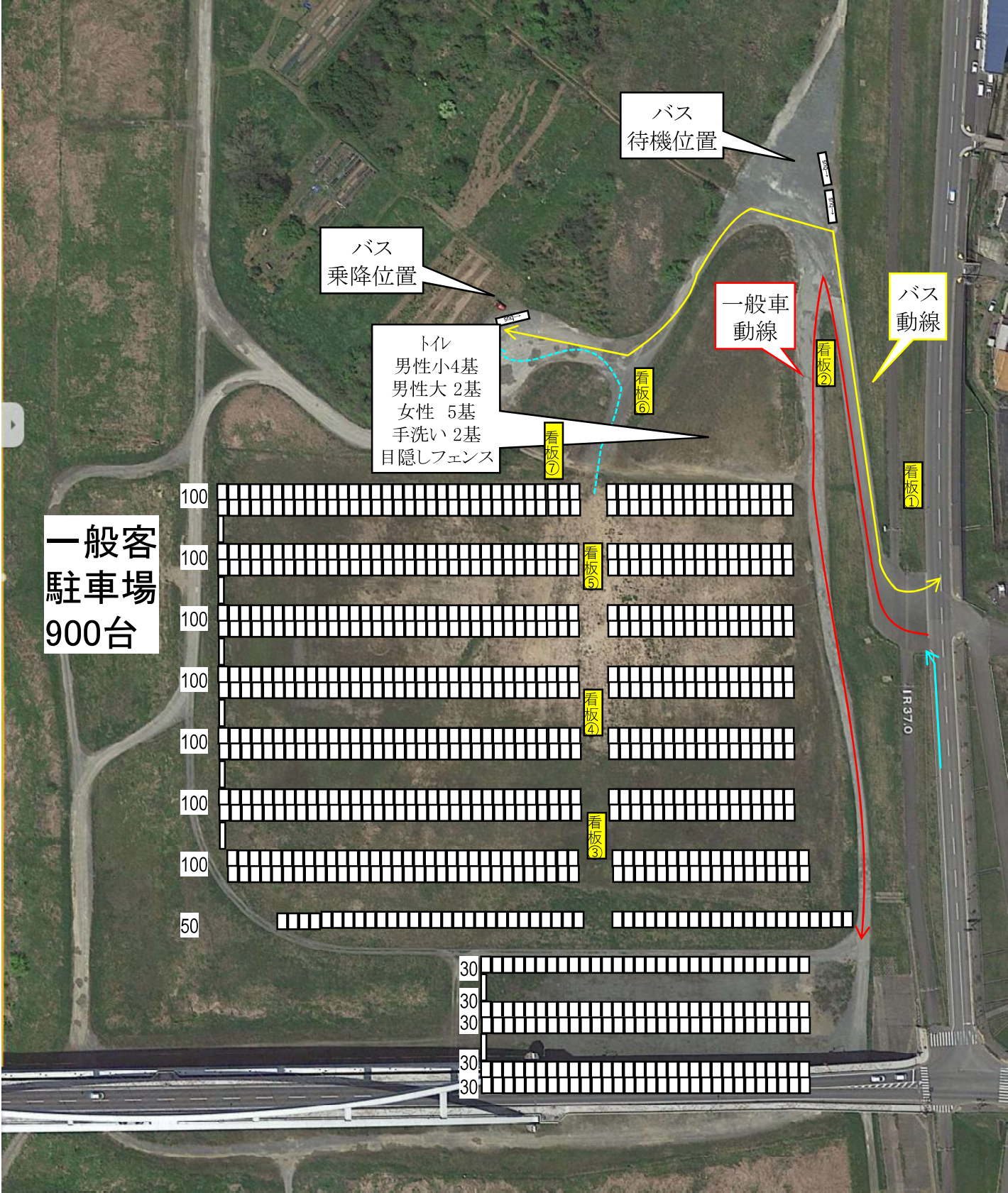
JR西日本吹田総合車両所福知山支所【サブ会場②】



三段池公園【後方支援会場】



猪崎由良川河川敷【一般客駐車場】



陸上自衛隊福知山訓練場【メイン会場】仕様書

1 概要

前日から降り続く大雨と大規模地震により河川氾濫の影響で、孤立集落の建物倒壊、中高層建物の座屈、高速道路上のトンネル災害、建物街区での大規模火災が発生し、多数の要救助者、負傷者が発生している。

なお、当該メイン会場は一般来場や来賓の観覧を想定している。

2 施設全般の仕様

訓練会場敷地内に以下の項目を設置すること。

なお、構造物の設置、関係資材の運搬、土砂の設置、会場整地、構造については、仕様書 1 及び 2 に記載のとおりとし、記載のない部分については事務局と協議・調整して施工すること。

- (1) 会場借用期間は令和 6 年 9 月 30 日（月）から 10 月 29 日（火）までであり、施設の施工可能期間（撤去を含む）については、令和 6 年 10 月 7 日（月）から 10 月 29 日（火）までとする。設営の履行期限を 10 月 24 日（木）までとし、原状復帰を 10 月 29 日（火）までに行うこと。ただし、トンネル崩落救出救助訓練の施設撤去は事務局と協議のうえ、期限を延長することができる。

なお、借用期間以外に事前調査等で敷地内に立ち入る場合は、事務局に申し入れること。

- (2) 会場内及びその周辺の除草・整地を行い、見学者の歩行に関して支障がない措置を講ずること。また、訓練参加の大型車両（概ね 20 トンを想定）の通行に支障ない措置を講じ不陸整正すること。
- (3) 整地、資機材等の搬送のための会場進入経路は、事務局が指定する。
会場への出入りがある時間中は、必要に応じ警備員を配置し、交通事故防止、幹線道路の渋滞緩和等に努めるとともに、タイヤ洗浄を徹底し、周辺住民の生活道路への影響を極力排除すること。
- (4) 設営中の工作物に対する墜落及び衝突等の事故防止の観点から、夜間でも視認できる明示措置を講じること。
- (5) 令和 6 年 10 月 26 日（土）の訓練終了後、翌日の訓練実施のため要救助者想定の人形配置や、レイアウトの変更補助を行うこと。
なお、令和 6 年 10 月 26 日（土）の訓練終了は 19 時 00 分頃を想定しており、21 時 00 分までには作業を終えること。夜間作業を踏まえ、指定する場所に照明を確保すること。詳細は事務局と協議すること。
- (6) 会場全体に係る部分については、共通事項に記載のとおりとする。
- (7) 埋設の電源工事や水管工事が必要となる場合は、事務局と協議すること。

- (8) メイン会場（陸上自衛隊福知山訓練場）のレイアウトは「仕様書3」のとおりとする。

3 浸水害救出救助訓練に伴う訓練施設の仕様

(1) 訓練概要

前日から降り続く大雨の影響で、福知山市内の河川が氾濫し、その影響で集落が孤立状態となっている。

集落には複数の住戸があり、1軒の住戸は浸水し、屋根のみ出ている状態である。

また、3軒の2階建て木造建物は地震の影響で倒壊し、建物内に複数名の要救助者がいる状況である。

(2) 仕様

訓練会場は会場内の訓練池を河川に見立てて実施する。

ア 設置構造物等

・訓練池の西側付近にフロート等を設置し、その上部に簡易足場、コンパネ等を活用した浸水家屋の屋根部分を設けること。

なお、同屋根には要救助者及び救助隊員複数名が同時に活動するため、十分な強度を有すること。

・河川対岸（訓練池北西側）に3軒以上の倒壊した平屋建て建物（幅3.4メートル×奥行1.8メートル程度）を設けること。

・倒壊建物の内部に狭隘空間を再現すること。

・下記イメージ図の想定に基づき、設営を実施すること。

イ その他

施工においては、事務局の指示に従い、施工が困難な状況が発生すれば、協議を行うこと。

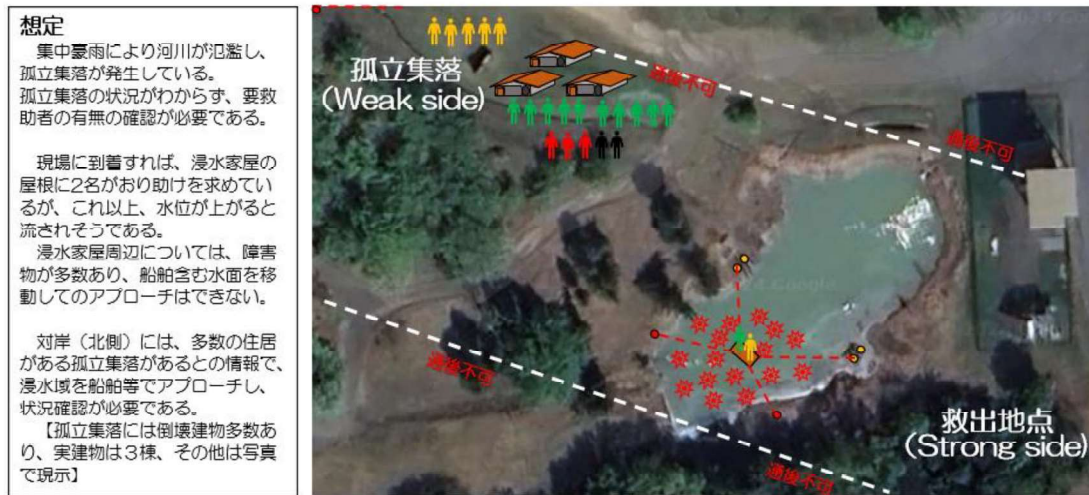
(3) 工期

・工事等の実施可能期間は、令和6年10月7日（月）から令和6年10月29日（火）とする。

・設営は、10月24日（木）17時15分までに完了すること。

・原状復帰を令和6年10月29日（火）17時15分までに行うこと。

イメージ図

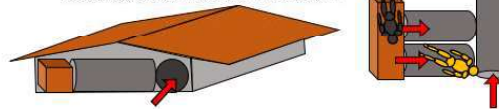


必要資材

- ・ 浸水家屋（ボート活用）
- ・ 契約者が準備したボートを使用
- ・ 浸水家屋用装飾
- ・ 浸水家屋に見えるように簡易装飾（シート等を活用）
- ・ 浸水家屋固定用
- ・ パイル×4本
- ・ 固定用ロープ（30m）×4本

孤立集落内に倒壊家屋3棟

- ・ 木製ボックス（W900mm×H500mm×D900mm）
- ・ 木製ボックス（W900mm×H500mm×D1800mm）
- ・ 樹脂製ヒューム管又はビケ定場を活用したBOX
- ・ ビューム管（Φ600mm×2000mm）
- ・ ビケ定場BOX（W900mm×H500mm×D1800mm）



4 中高層建物倒壊救出救助訓練に伴う訓練施設の仕様

(1) 訓練概要

大規模地震により6階建て高層建物（共同住宅）及び4階建て中層建物（倉庫建物）が座屈し、両建物内に多数の要救助者が発生しているもの。

また、建物周辺には落下物が多数あり、建物への進入箇所は限定する。

(2) 仕様

ア 訓練施設の設営は、自衛隊福知山訓練場内のレンジャー棟とする。

イ 高層建物はレンジャー棟北側大建物を、中層建物は南側小建物を使用する。

ウ 訓練施設の設営

(ア) 高層建物

・ 1階

建物内への進入を想定したブリーチング用のコンクリート板を設置する。

・ 2階～5階（階段部分のみ施設必要。）

階段に単管、工事用支柱等を組み、地震により共用部分の収容物が散乱している状況を再現すること。

なお、収容物の散乱は、人が時間を要して階段を登れる程度とし、同収容物の

高さは、手すり程度とすること。また、2階～5階は、北及び西面を除きシート等で覆い、内部が見えない状況にすること。

- ・ 6階

歩行不能な要救助者を複数名用意し、南側に単管等を使用し安全柵を設置すること。

(イ) 中層建物

- ・ 1階

要救助者2名が倒壊した壁体（コンクリート等の重量物）の下敷きとなっている。進入路は北東側の1箇所とし、ブリーチング用のコンクリート板を設置する。進入路は、ボックスカルバート等を設置し狭隘路を再現する。

- ・ 2～4階

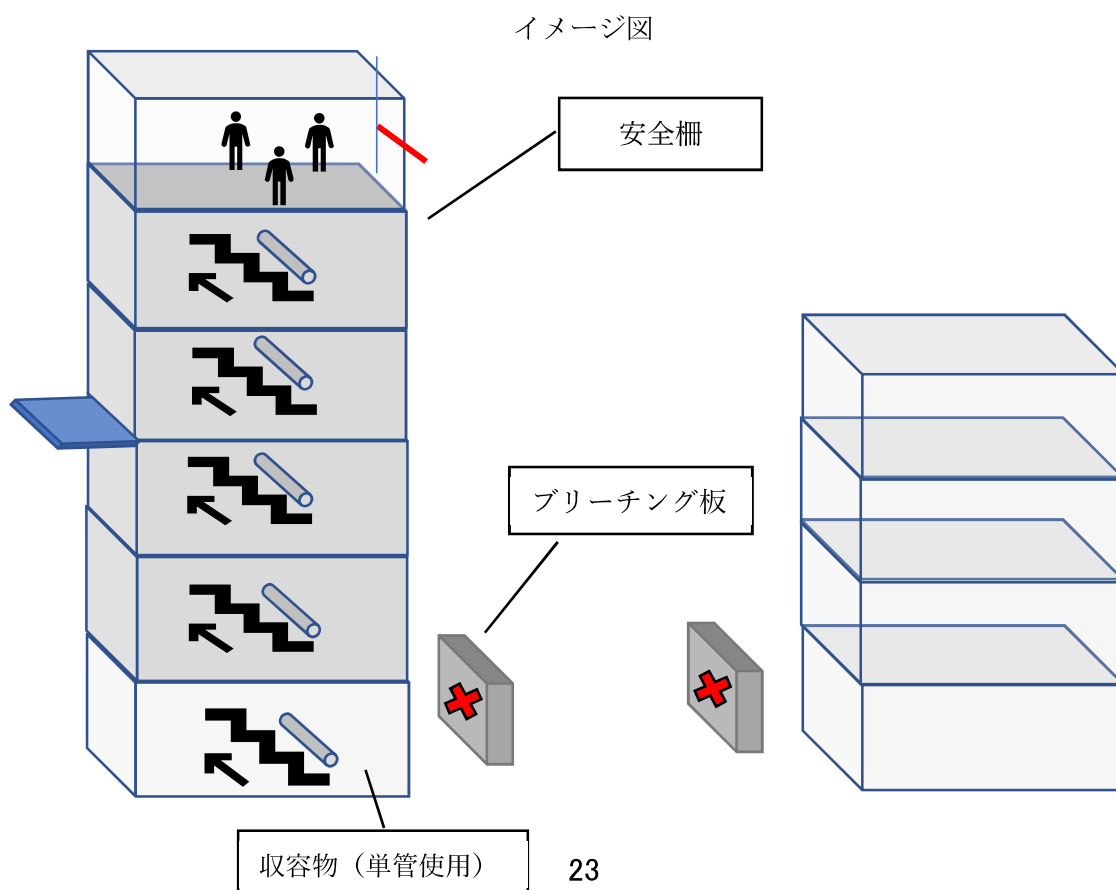
レンジャー棟小建物西側の各フロアを使用し、各階2室ずつ設けること。開口部は中央付近の開口部側に限られるものとし、それ以外の箇所はシート等で被うこと。（完全に遮光する必要はないが、薄暗い状況を再現すること。なお、開口部は救助担架が縦向きでのみ通過可能な大きさとする。各室に複数名の要救助者を配置する。）

(3) 工期

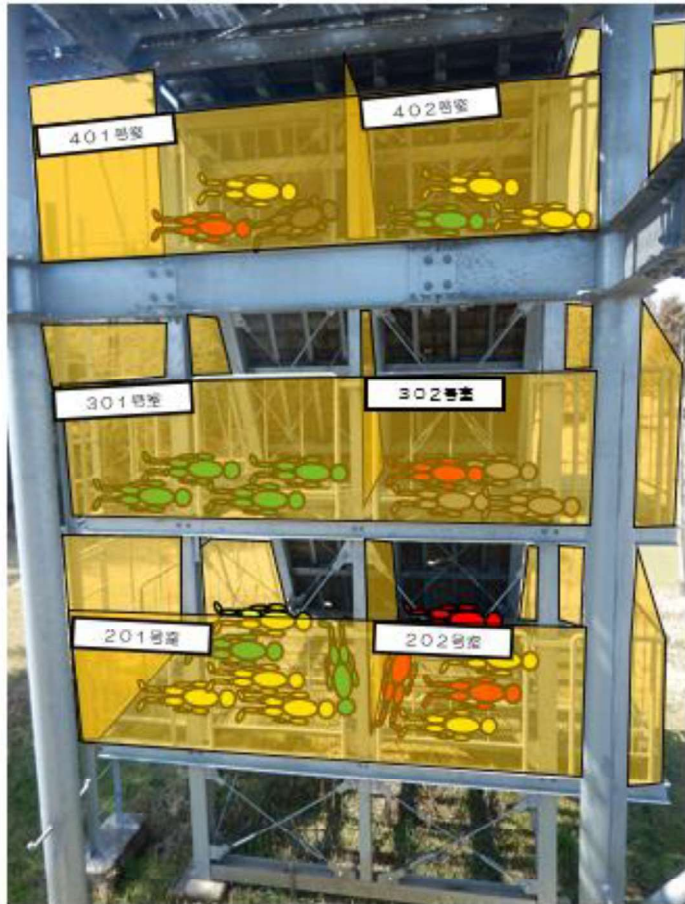
ア 工事等の実施可能期間は、令和6年10月7日（月）から令和6年10月29日（火）とする。

イ 設営は、10月24日（木）17時15分までに完了すること。

ウ 原状復帰を令和6年10月29日（火）17時15分までに行うこと。



小運物 1F (地上)



5 トンネル崩落救出救助訓練に伴う訓練施設の仕様

(1) 訓練概要

大規模地震により高速道路上のトンネルで災害が発生。上下線両方のトンネル内で災害が発生し、トンネル内に多数の要救助者が取り残されている。

上り線のトンネル内ではトンネル崩落事故が発生し、下り線のトンネル内では車両事故が複数発生、炎上中の車両がある。

(2) 仕様

ア 訓練施設の設営は、自衛隊福知山訓練場内の南西に位置する平地とする。

イ 訓練施設の設営

(ア) トンネル外観

- ・上り線トンネル及び下り線トンネルのサイズは、全長25m×幅4m×高さ2.5mとし、両トンネルの間には連絡用通路（長さ8m×幅2m×高さ2.5m）を設けること。
- ・上り線トンネル及び下り線トンネルの出入口に並行部署する部隊が、互いの活動を視認できないよう両トンネルの間に遮蔽物（高さ2m×長さ4m）を設置すること。
- ・訓練サイトの敷地面積に限りがあり、出動車両の動線を確保する都合から遮蔽物は移動式とする。
- ・トンネル及び連絡用通路は、防音シート等を使用し、外部から内部が見えない構造とすること。
- ・トンネル出入口の開口部のサイズは、幅1.5m×高さ1.5mとし、その他の部分は防音シート等で目隠しすること。

(イ) トンネル内部

- ・上り線のトンネル内は、トンネル崩落事故を再現するため、事務局が準備するボックスカルバート及び自動車4台を組み合わせ設置すること。
- ・ボックスカルバートの内部には、ガレキ等を設置して訓練者が通過しづらい環境を再現すること。訓練担当者と協議のうえ設置すること。
- ・訓練者が破壊活動を実施するためのコンクリート板を合計4枚配置すること。
（1.5m×1.5m×厚み20cmを2枚。1.0m×1.0m×厚み10cmを2枚）
- ・下り線のトンネル内は、車両火災を再現するため、事務局が準備する自動車6台を配置し、スモークマシーンを使用して視界が悪い環境を再現すること。
- ・連絡用通路内は、下り線トンネルに出入りするドアを設け、下り線トンネルから煙（スモークマシンにより発生）が連絡用通路内に入らない構造にすること。

(3) 工期

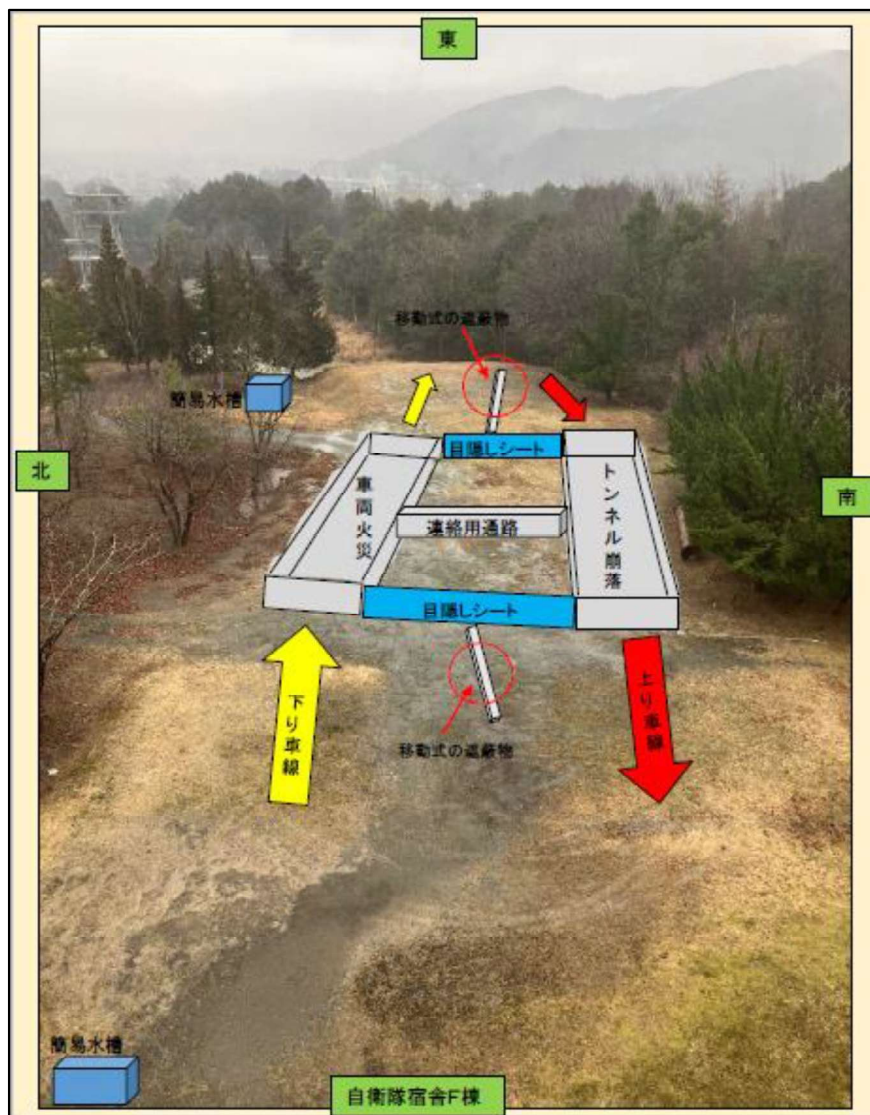
ア 工事等の実施可能期間は、原則として、令和6年10月7日（月）から令和6年

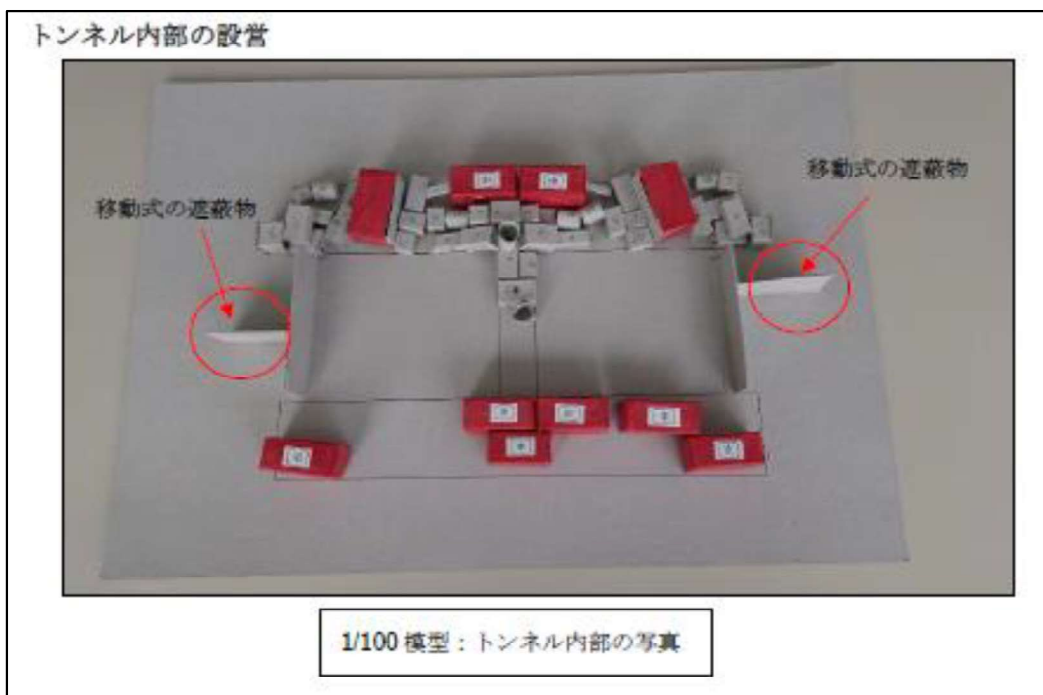
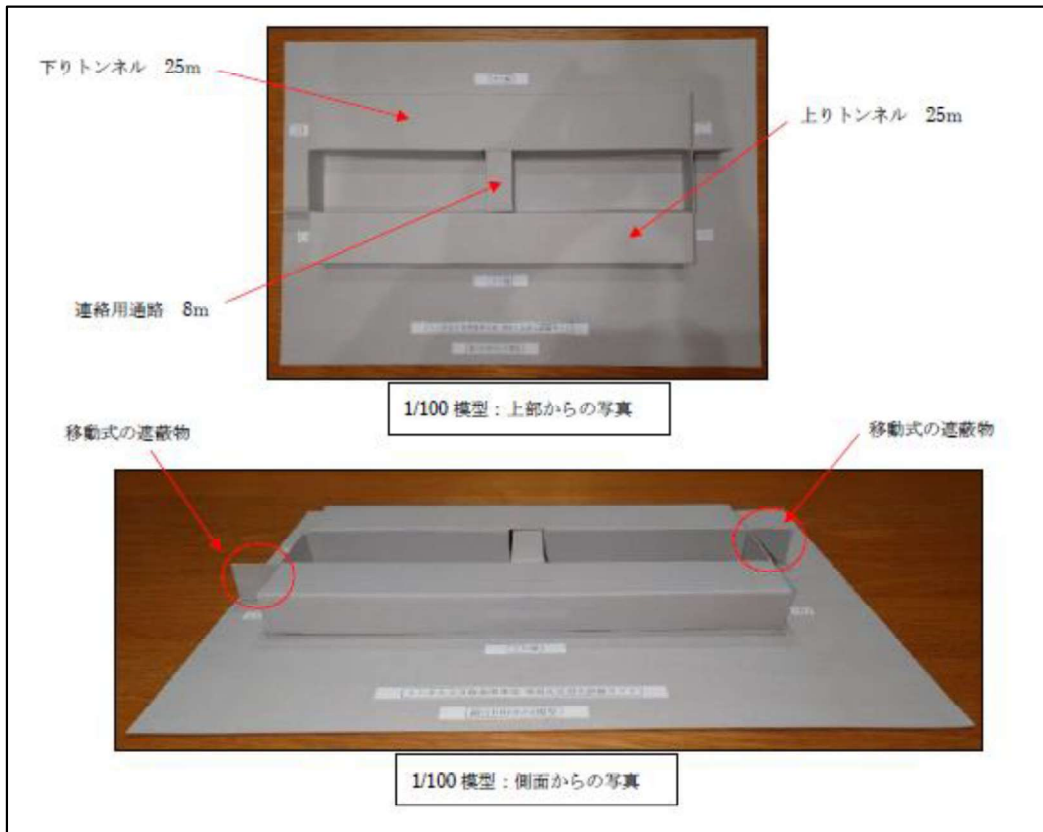
10月29日（火）とする。

イ 設営は、10月24日（木）17時15分までに完了すること。

ウ 原則として、原状復帰を令和6年10月29日（火）17時15分までに行うこと。ただし、施設撤去は事務局と協議のうえ、期限を延長することができる。

エ 撤収時、事務局が準備する自動車及びボックスカルバートについては、事務局が指定する敷地内の位置まで移動すること。





6 大規模火災消火訓練に伴う訓練施設の仕様

(1) 訓練概要

大規模地震により複数の家屋が倒壊し、倒壊した建物街区で電気が復旧したことにより、複数の建物内から出火し、延焼拡大中である。

(2) 仕様

ア 訓練施設の設営は、自衛隊福知山訓練場自動車練習場内の南側とする。

イ 模擬建物は、原則として仮設足場組、単管パイプ、木材（2×4、4×4材、合板、コンパネ等）を使用し、表面には突起物等がないようにすること。

ウ 壁面や屋根部分には、木造建物であることがわかるように施工し、放水により、破損や消滅しないようにすること。また、大雨、強風、大量放水等で破損や動揺しない構造とすること。

エ 模擬建物の配置、大きさ等は、下図のとおりとする。

なお、詳細な内容は別途協議とする。

オ 建物は配置する道路脇には、電柱に見立てた円柱状のものを点在させ、この電柱と電柱の間には先端付近に電線等（キャブタイヤケーブル等で遠方から目視できるもの）を展張すること。

カ 訓練施設に以下の物品を準備すること。

(ア) 燃焼用木材 80kg（点火棒4本を含む。）

(イ) オイルパン 8個

(ウ) 発煙筒 白色大（発煙時間5分）66個、赤色大（発煙時間5分）20個

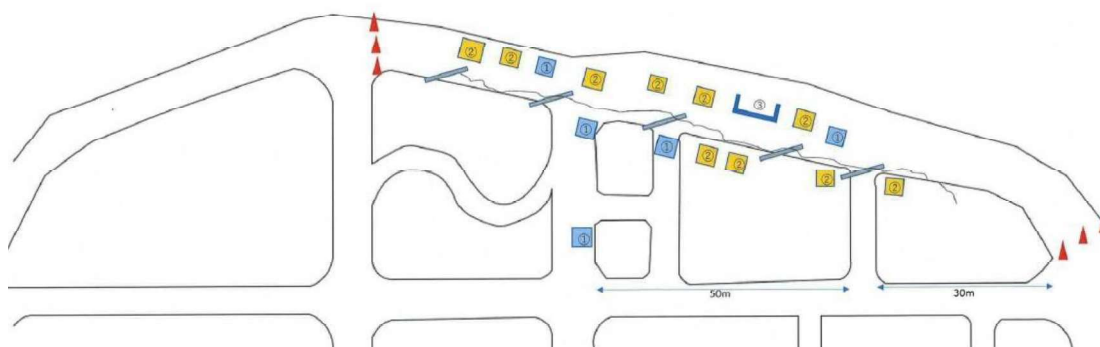
(3) 工期

ア 工事等の実施可能期間は、令和6年10月7日（月）から令和6年10月29日（火）とする。

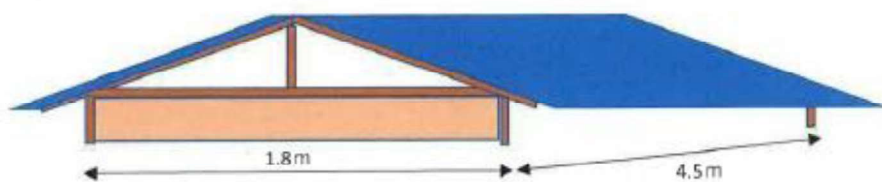
イ 設営は、10月24日（木）17時15分までに完了すること。

ウ 原状復帰を令和6年10月29日（火）17時15分までに行うこと。

イメージ図
建物配置図

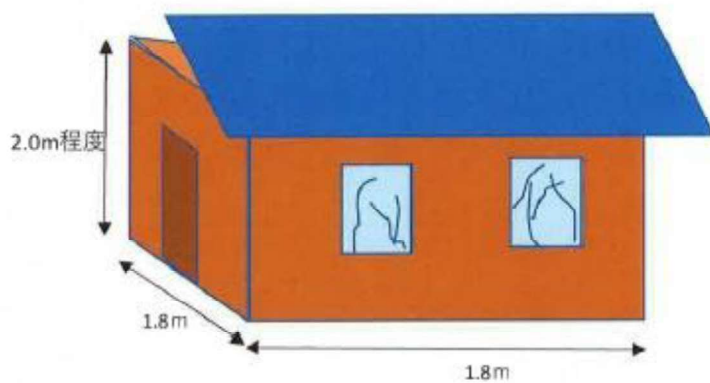


①



デザイン出力はないものとする。

②



模擬建物は2面で片屋根とする。屋根部は素地仕上げとする。

③



幅は1.4m以上とし、両側面は3m程度の壁面を設置すること。